

土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針 第１ ＩＣＴ活用の推進 国土交通省が推進するi-Constructionの施策の一つであるＩＣＴの全面的な活用について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、兵庫県土木部発注工事においても、以下のとおり「ＩＣＴ活用工事」の試行に取り組むものとする。 なお、運用にあたっては、別途定める以下の要領により実施するものとし、試行方針及び要領は、新たな知見や試行結果等により柔軟に変更するものとする ①土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【受注者希望型】 ②土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【発注者指定型】 ③土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)(河川堆積土砂撤去)の試行要領【発注者指定型】 ④土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【受注者希望型】 ⑤土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【発注者指定型】 ⑥土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 ⑦土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】 ⑧土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】 ⑨土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ地盤改良工)の試行要領【受注者希望型】 ⑩土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ法面工)の試行要領【受注者希望型】 ⑪土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ構造物工(橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工))の試行要領【受注者希望型】 ⑫土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ作業土工(床掘))の試行要領【受注者希望型】 ⑬土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ付帯構造物設置工)の試行要領 １－１ ＩＣＴ活用工事を推進する工事 兵庫県土木部が発注する、下記工種を含む工事とする。 ①土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。） ・道路土工、河川土工、砂防土工、海岸土工 ②舗装工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工」という。） ・舗装工、付帯道路工 ③舗装工（修繕）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という。） ・舗装工 ④河川浚渫工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ河川浚渫工」という。） ・浚渫工（バックホウ浚渫船） ⑤地盤改良工(当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ地盤改良工」という。） ・地盤改良工 ⑥法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。） ・植生工、吹付工、吹付法砕工、落石雪害防止工 ⑦構造物工(橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工)（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ構造物工」という。）	土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針 第１ ＩＣＴ活用の推進 国土交通省が推進するi-Constructionの施策の一つであるＩＣＴの全面的な活用について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、兵庫県土木部発注工事においても、以下のとおり「ＩＣＴ活用工事」の試行に取り組むものとする。 なお、運用にあたっては、別途定める以下の要領により実施するものとし、試行方針及び要領は、新たな知見や試行結果等により柔軟に変更するものとする ①土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【受注者希望型】 ②土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)の試行要領【発注者指定型】 ③土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ土工)(河川堆積土砂撤去)の試行要領【発注者指定型】 ④土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【受注者希望型】 ⑤土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工)の試行要領【発注者指定型】 ⑥土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 ⑦土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】 ⑧土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】 ⑨土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ地盤改良工)の試行要領【受注者希望型】 ⑩土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ法面工)の試行要領【受注者希望型】 ⑪土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ構造物工(橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工))の試行要領【受注者希望型】 ⑫土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ作業土工(床掘))の試行要領【受注者希望型】 ⑬土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事(ＩＣＴ付帯構造物設置工)の試行要領 １－１ ＩＣＴ活用工事を推進する工事 兵庫県土木部が発注する、下記工種を含む工事とする。 ①土工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ土工」という。） ・道路土工、河川土工、砂防土工、海岸土工 ②舗装工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工」という。） ・舗装工、付帯道路工 ③舗装工（修繕）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ舗装工（修繕工）」という。） ・舗装工 ④河川浚渫工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ河川浚渫工」という。） ・浚渫工（バックホウ浚渫船） ⑤地盤改良工(当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ地盤改良工」という。） ・地盤改良工 ⑥法面工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ法面工」という。） ・植生工、吹付工、吹付法砕工、落石雪害防止工 ⑦構造物工(橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工)（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ構造物工」という。）

土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針 新旧対照表

現 行	改 定
・橋台工、ＲＣ橋脚工、鋼橋上部、コンクリート橋上部、基礎工、擁壁工、コンクリート堰堤工 ⑧作業土工（床堀）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ作業土工（床堀）」という。） ・作業土工	・橋台工、ＲＣ橋脚工、鋼橋上部、コンクリート橋上部、基礎工、擁壁工、コンクリート堰堤工 ⑧作業土工（床堀）（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ作業土工（床堀）」という。） ・作業土工
⑨付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。） ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、側溝工、管渠工、縁石工、基礎工（護岸）、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、護岸附属物工	⑨付帯構造物設置工（当該工種のＩＣＴ活用工事を「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。） ・コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工、側溝工、管渠工、縁石工、基礎工（護岸）、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、護岸附属物工
１－２ ＩＣＴ活用工事の対象外とする工事 総価契約単価取決方式による工事及び災害復旧工事、従来施工において土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は対象外とする。	１－２ ＩＣＴ活用工事の対象外とする工事 総価契約単価取決方式による工事及び災害復旧工事、従来施工において土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は対象外とする。
第２ 実施体制 ＩＣＴ活用工事の推進にあたっては、兵庫県土木部が一体となって取り組む体制を整備し、ＩＣＴ活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。	第２ 実施体制 ＩＣＴ活用工事の推進にあたっては、兵庫県土木部が一体となって取り組む体制を整備し、ＩＣＴ活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。
第３ ＩＣＴ活用工事の推進を図るための措置 ３－１ ＩＣＴ活用工事 ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてＩＣＴを活用する工事である。ただし、ＩＣＴ土工（河川堆積土砂撤去）及び受注者希望型の場合は、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。 なお、プロセス選択は、「③ＩＣＴ建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。	第３ ＩＣＴ活用工事の推進を図るための措置 ３－１ ＩＣＴ活用工事 ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてＩＣＴを活用する工事である。ただし、ＩＣＴ土工（河川堆積土砂撤去）及び受注者希望型の場合は、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。 なお、プロセス選択は、「③ＩＣＴ建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。
【施工プロセス】 ①３次元起工測量 ②３次元設計データ作成 ③ＩＣＴ建設機械による施工 ④３次元出来形管理資料等の施工管理 ⑤出来形確認及び検査	【施工プロセス】 ①３次元起工測量 ②３次元設計データ作成 ③ＩＣＴ建設機械による施工 ④３次元出来形管理等の施工管理 ⑤３次元データの納品
なお、ＩＣＴ建設機械とは、３次元マシンコントロール技術、３次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。	なお、ＩＣＴ建設機械とは、３次元マシンコントロール技術、３次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。
３－２ 実施手続及び必要な経費の計上 ＩＣＴ活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。	３－２ 実施手続及び必要な経費の計上 ＩＣＴ活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。
３－２－１ 受注者希望型 入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの提案・協議によりＩＣ	３－２－１ 受注者希望型 入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの提案・協議によりＩＣ

土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事の推進に関する試行方針 新旧対照表

現 行	改 定
T活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。	T活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。
３－２－２ 発注者指定型 発注者の指定によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の対象であることを明示し、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。	３－２－２ 発注者指定型 発注者の指定によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、入札公告にＩＣＴ活用工事の対象となることを記載するとともに、別途定める特記仕様書を添付し、ＩＣＴ活用工事の対象であることを明示し、別途定める「土木工事標準積算基準書」により必要な経費を計上する。
３－３ 総合評価落札方式による評価 受注者希望型の総合評価落札方式(施工計画評価型・施工能力評価型)において、ＩＣＴ活用工事を実施すると申告した場合は、加点評価するものとする。 (対象工種が複数ある場合は、発注者が指定しない限り、単一工種を実施すると申告した場合においても、加点評価するものとする。) 申告の対象となるのは、３－１に示す全ての施工プロセス(①～⑤)においてＩＣＴを活用する場合に限る。ただし、ＩＣＴ土工1000m³未満の場合は、起工測量を3次元測量の実施に加えて、出来形管理を面管理で実施する場合に限り、申告の対象とする。 なお、ＩＣＴ法面工及びＩＣＴ構造物、ＩＣＴ作業土工(床掘)は評価の対象外とする。	３－３ 総合評価落札方式による評価 受注者希望型の総合評価落札方式(施工計画評価型・施工能力評価型)において、ＩＣＴ活用工事を実施すると申告した場合は、加点評価するものとする。 (対象工種が複数ある場合は、発注者が指定しない限り、単一工種を実施すると申告した場合においても、加点評価するものとする。) 申告の対象となるのは、３－１に示す全ての施工プロセス(①～⑤)においてＩＣＴを活用する場合に限る。(削除) なお、ＩＣＴ法面工及びＩＣＴ構造物、ＩＣＴ作業土工(床掘)は評価の対象外とする。
３－４ 工事成績評定における評価 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。 なお、発注者指定型において、ＩＣＴ活用工事を実施しなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費は計上しない(設計変更により減額する)ものとする。加えて、指名停止措置及び工事成績評定における「法令遵守等」項目で減点するものとする。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合やＩＣＴ建設機械により施工できない範囲がある場合等、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。	３－４ 工事成績評定における評価 ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。 なお、発注者指定型において、ＩＣＴ活用工事を実施しなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費は計上しない(設計変更により減額する)ものとする。加えて、指名停止措置及び工事成績評定における「法令遵守等」項目で減点するものとする。ただし、ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合やＩＣＴ建設機械により施工できない範囲がある場合等、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。
第４ ＩＣＴ活用工事の推進のための当面の留意点 ＩＣＴ活用工事の推進にあたって、受注者が円滑にＩＣＴ活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。	第４ ＩＣＴ活用工事の推進のための当面の留意点 ＩＣＴ活用工事の推進にあたって、受注者が円滑にＩＣＴ活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。
４－１ 監督・検査体制の構築と要領等の周知 ＩＣＴ活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがＩＣＴ活用工事の円滑な推進のために必要である。このため、ＩＣＴ活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。	４－１ 監督・検査体制の構築と要領等の周知 ＩＣＴ活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがＩＣＴ活用工事の円滑な推進のために必要である。このため、ＩＣＴ活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。
４－２ 研修等の実施 関係者が一体となってＩＣＴ活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。	４－２ 研修等の実施 関係者が一体となってＩＣＴ活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。
４－３ ＩＣＴ活用工事の実施促進	４－３ ＩＣＴ活用工事の実施促進

土木部発注工事における I C T 活用工事の推進に関する試行方針 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事として発注していない工事であっても、受注者の発案により日常施工管理などに 3 次元データや I C T 機器を活用することで生産性向上が見込まれる場合には、受注者希望型と同様の取扱い※とし積極的に活用するものとする。 ※ I C T 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、工事成績を加点する。 平成 29 年 3 月 17 日施行（平成 29 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 30 年 7 月 31 日改定（平成 30 年 8 月 1 日適用） 平成 30 年 10 月 24 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用） 平成 30 年 11 月 1 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） （追加）	I C T 活用工事として発注していない工事であっても、受注者の発案により日常施工管理などに 3 次元データや I C T 機器を活用することで生産性向上が見込まれる場合には、受注者希望型と同様の取扱い※とし積極的に活用するものとする。 ※ I C T 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、工事成績を加点する。 平成 29 年 3 月 17 日施行（平成 29 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 30 年 7 月 31 日改定（平成 30 年 8 月 1 日適用） 平成 30 年 10 月 24 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用） 平成 30 年 11 月 1 日改定（平成 30 年 11 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 土工）【受注者希望型】」（以下、「ICT 土工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 土工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 8）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 なお、土工 1000m³ 未満及び1 箇所当たりの施工土量が 100 m³以下の掘削（以下、小規模土工（ICT））の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、下記 1）～ 8）から選択して起工測量を実施してもよい。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS 等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK－GNSS を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 ②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて、下記 1）～ 4）に示す技術（ICT 建設機械）により施工を実施する。	土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 土工）【受注者希望型】」（以下、「ICT 土工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 土工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記 1）～ 8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 なお、1 箇所当たりの施工土量が 100 m³以下の掘削（以下、小規模土工（ICT））の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、下記 1）～ 8）から選択して起工測量を実施してもよい。 ただし、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、発注者と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS 等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK－GNSS を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1）～ 4）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
なお、土工 1000m³ 未満及び小規模土工（I C T）の場合は、下記 3）～ 4）による施工を標準とする。 1） 3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2） 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3） 3 次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4） 3 次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 【土工数量 1, 000m³ 以上の場合】 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～ 4）から選択（複数選択可）して-実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点 / m² 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～ 9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下 5）～ 9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S 等光波方式を用いた出来形管理 6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7） R T K－G N S S を用いた出来形管理 8） 施工履歴データを用いた出来形管理 9） 音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を 選択しても I C T 活用工事とする。 【土工数量 1, 000m³ 未満の場合】	なお、小規模土工（I C T）の場合は、下記 3）～ 4）による施工を標準とする。 1） 3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2） 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3） 3 次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4） 3 次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～ 4）から選択（複数選択可）して-実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点 / m² 以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～ 1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下 5）～ 1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S 等光波方式を用いた出来形管理 6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7） R T K－G N S S を用いた出来形管理 8） 施工履歴データを用いた出来形管理 9） 音響測深機器を用いた出来形管理 1 0） 地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を 実施しても I C T 活用工事とする。 (削除)

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
出来形管理にあたっては、上記の 5) ～ 9) による出来形管理を実施するものとする。 なお、発注者と協議のうえ上記 1) ～ 4) の他、以下 1 0) 1 1) による出来形管理を実施してもよい。 1 0) モバイル端末を用いた出来形管理 1 1) 地上写真測量を用いた出来形管理 また、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。 （２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 土工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工は、下記工種（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 土工）【発注者指定型】および I C T 活用工事（I C T 土工（河川堆積土砂撤去））【発注者指定型】の対象とする工事は除く。	（２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 土工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工は、下記工種（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、発注時の土工数量が 1,000m3 未満 および土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。また、I C T 活用工事（I C T 土工）【発注者指定型】および I C T 活用工事（I C T 土工（河川堆積土砂撤去））【発注者指定型】の対象とする工事は除く。

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
1) 河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 3) その他（1 箇所あたりの施工規模が 1,000m3 未満となる土工に付随する場合のみ） ・側溝工（暗渠工） ・暗渠工 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に ICT 土工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 土工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 土工を実施することができる。 2 ICT 土工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 土工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、ICT 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。ただし、土工数量 1,000 m³未満における 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上はしない。 （工事成績） 第 8 条 ICT 土工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。ただし、土工 1000m3 未満の場合は、起工測量を 3 次元測量の実施に加えて、出来形管理を面管理で実施した場合のみとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。	1) 河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 3) その他（1 箇所あたりの施工規模が 1,000m3 未満となる土工に付随する場合のみ） ・側溝工（暗渠工） ・暗渠工 ※ 1) ～ 3) の各工種は土木工事標準積算基準書及び積算参考資料 I の ICT に関する適用範囲を準用する。 （削除） （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に ICT 土工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 土工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 土工を実施することができる。 2 ICT 土工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 土工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、ICT 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。ただし、土工数量 1,000 m³未満における 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上はしない。 （工事成績） 第 8 条 ICT 土工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。（削除） なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
（アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	（アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 土工）【発注者指定型】」（以下、「ICT 土工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 土工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 8）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS 等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK－GNSS を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 ②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて、 下記 1）～ 4）に示す技術（ICT 建設機械）により施工を実施する。 1）3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術	土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 土工）【発注者指定型】」（以下、「ICT 土工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 土工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記 1）～ 8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS 等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK－GNSS を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1）～ 4）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 土工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。	3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理 6) T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8) 施工履歴データを用いた出来形管理 9) 音響測深機器を用いた出来形管理 1 0) 地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施しても I C T 活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工は、土工量 5,000m3 以上（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）の下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 1）河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2）道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 土工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （設計変更） 第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 7 条 I C T 土工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、監督員との協議の上、施工を従来型建設機械により実施した場合や出来形管理を従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。	なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工は、土工量 5,000m3 以上（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）の下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 1）河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 2）道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 ※ 1）～ 2）の各工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。（削除） （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 土工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （設計変更） 第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 7 条 I C T 土工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、監督員との協議の上、施工を従来型建設機械により実施した場合や出来形管理を従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 土工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
（アンケート調査） 第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 9 条 I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	（アンケート調査） 第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 9 条 I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 平成 30 年 3 月 22 日改定（平成 30 年 4 月 1 日適用） 平成 30 年 6 月 29 日改定（平成 30 年 7 月 1 日適用） 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）【発注者指定型】」（以下、「I C T 土工（河川堆積土砂撤去）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 8）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S 等光波方式を用いた起工測量 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）R T K－G N S S を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて、 下記 1）～ 4）に示す技術（I C T 建設機械）により施工を実施する。 1） 3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2） 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術	土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）【発注者指定型】」（以下、「I C T 土工（河川堆積土砂撤去）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記 1）～ 8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S 等光波方式を用いた起工測量 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）R T K－G N S S を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1）～ 4）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2） 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品	3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 1 0）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）は、設計金額 2,000 万円以上かつ土工量が施工箇所 1 箇所あたり 1,000m3 以上の河川堆積土砂撤去工事を全て対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 土工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり入札公告に I C T 土工（河川堆積土砂撤去）であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたっては、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出するものとする。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、 I C T 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。	質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）は、設計金額 2,000 万円以上かつ土工量が施工箇所 1 箇所あたり 1,000m3 以上の河川堆積土砂撤去工事を全て対象とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 I C T 活用工事（ I C T 土工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。 （削除） （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり入札公告に I C T 土工（河川堆積土砂撤去）であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたっては、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出するものとする。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、 I C T 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 2 3 次元設計データにより算出した数量による設計変更は下記のとおりとする。 (1)発注者は、受注者に対して 3 次元設計データを活用した数量算出を指示する。 (2)数量算出は、受注者において 3 次元起工測量結果と作成した 3 次元設計データを用いて土木工事数量算出要領（案）に定められた 3 次元CADソフト等を用いた方式（点高法、TIN法、プリズモイダル法）により行う。

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
（工事成績） 第 8 条 ICT 土工（河川堆積土砂撤去）を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 ICT 土工（河川堆積土砂撤去）を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	（3）受注者は、3 次元設計データチェックシートの提出と併せて、（2）により算出した結果が示された 3 次元ビューワーを発注者へ提出する。 （4）発注者は、提出された 3 次元ビューワーにより数量を確認し、相違がない場合は、3 次元ビューワーにより確認した数量を変更数量として設計変更を行う。 （5）発注者は、数量算出結果が表示された 3 次元ビューワーの画面キャプチャを、設計図書の数量計算書へ添付する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 土工（河川堆積土砂撤去）を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 ICT 土工（河川堆積土砂撤去）を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工)【受注者希望型】」(以下、「I C T 舗装工」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工とは、以下に示す施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1) ～ 4) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監	土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工)【受注者希望型】」(以下、「I C T 舗装工」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工とは、以下に示す施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1) ～ 2) から選択(複数可)して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、以下 3) ～ 4) の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
督職員との協議の上、部分的に従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～ 2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 2）を原則とするが、現場条件等により以下 3）～ 4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S 等光波方式を用いた出来形管理 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 舗装工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 舗装工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 舗装工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。	督員との協議の上、部分的に従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～ 2）から選択（複数可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 2）を原則とするが、現場条件等により以下 3）～ 4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S 等光波方式を用いた出来形管理 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 舗装工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 舗装工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 舗装工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。 ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用し

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定																		
表 1 I C T 舗装工の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・ 舗装工 ・ 水門</td><td>舗装工</td><td>・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工</td></tr><tr><td>・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤</td><td>付帯道路工</td><td>・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工</td></tr></table> 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 舗装工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、 I C T 舗装工を実施することができる。 2 I C T 舗装工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、 I C T 舗装工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、 I C T 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 I C T 舗装工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査）	工事区分	工種	種別	・ 舗装工 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工	・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工	ない工事は適用対象外とする。 表 1 I C T 舗装工の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・ 舗装工 ・ 水門</td><td>舗装工</td><td>・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工</td></tr><tr><td>・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤</td><td>付帯道路工</td><td>・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工</td></tr></table> ※表 1 の各工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 舗装工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、 I C T 舗装工を実施することができる。 2 I C T 舗装工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、 I C T 舗装工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、 I C T 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 I C T 舗装工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査）	工事区分	工種	種別	・ 舗装工 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工	・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工
工事区分	工種	種別																	
・ 舗装工 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工																	
・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工																	
工事区分	工種	種別																	
・ 舗装工 ・ 水門	舗装工	・ アスファルト舗装工 ・ 半たわみ性舗装工																	
・ 築堤護岸 ・ 堤防護岸 ・ 砂防堰堤	付帯道路工	・ 排水性舗装工 ・ 透水性舗装工 ・ グースアスファルト舗装工 ・ コンクリート舗装工																	

土木部発注工事における ICT 活用工事(ICT 舗装工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。 平成 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用） 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工)【発注者指定型】」(以下、「I C T 舗装」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工とは、以下に示す全ての施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1) ～ 4) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監	土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工)【発注者指定型】」(以下、「I C T 舗装」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工とは、以下に示す全ての施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1) ～ 2) から選択(複数可)して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、以下 3) ～ 4) の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定																		
督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 ＜出来形管理＞ （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点 /㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S等光波方式を用いた出来形管理 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもI C T活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第3条 I C T舗装工は、舗装面積（路盤工）2,000m2 以上の下記工種を含む発注工事を対象とする。	督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 ＜出来形管理＞ （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点 /㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S等光波方式を用いた出来形管理 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもI C T活用工事とする。 ⑤3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第3条 I C T舗装工は、舗装面積（路盤工）2,000m2 以上の下記工種を含む発注工事を対象とする。 ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。																		
表1 I C T舗装工の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・舗装工 ・水門</td><td>舗装工</td><td>・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工</td></tr><tr><td>・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤</td><td>付帯道路工</td><td>・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装</td></tr></table>	工事区分	工種	種別	・舗装工 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工	・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装	表1 I C T舗装工の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・舗装工 ・水門</td><td>舗装工</td><td>・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工</td></tr><tr><td>・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤</td><td>付帯道路工</td><td>・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装</td></tr></table>	工事区分	工種	種別	・舗装工 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工	・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装
工事区分	工種	種別																	
・舗装工 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工																	
・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装																	
工事区分	工種	種別																	
・舗装工 ・水門	舗装工	・アスファルト舗装工 ・半たわみ性舗装工																	
・築堤護岸 ・堤防護岸 ・砂防堰堤	付帯道路工	・排水性舗装工 ・透水性舗装工 ・グースアスファルト舗装																	

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行					改 定				
			工・コンクリート舗装工					工・コンクリート舗装工	
3 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。					※表 1 の各工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。				
（試行対象工事の調査）					（試行対象工事の調査）				
第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。					第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。				
（発注）					（発注）				
第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。					第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。				
2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工(であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。					2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工(であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。				
（設計変更）					（設計変更）				
第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。					第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。				
（工事成績）					（工事成績）				
第 7 条 I C T 舗装工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点の加点評価するものとする。					第 7 条 I C T 舗装工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点の加点評価するものとする。				
なお、監督員との協議の上、出来形管理を従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。					なお、監督員との協議の上、出来形管理を従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。				
（アンケート調査）					（アンケート調査）				
第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。					第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。				
（監督・検査）					（監督・検査）				
第 8 条 I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。					第 9 条 I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。				
※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より）					※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より）				
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html					https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html				
附 則					附 則				
この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。					この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。				
令和 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用）					令和 31 年 3 月 29 日改定（平成 31 年 4 月 1 日適用）				
令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用）					令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用）				
令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用）					令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用）				

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))【受注者希望型】」(以下、「I C T 舗装工(修繕)」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工(修繕)とは、以下に示す施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1) ～ 3) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械※ 2) 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称、MG : 「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設	土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 (趣旨) 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))【受注者希望型】」(以下、「I C T 舗装工(修繕)」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。 (I C T 活用工事) 第 2 条 I C T 舗装工(修繕)とは、以下に示す施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1) ～ 3) から選択(複数可)して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号)付録 1 測量機器検定基準 2 － 6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械※ 2) 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 ※MC : 「マシンコントロール」の略称、MG : 「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定												
機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 3 次元MC または 3 次元MG 建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下 1） 2） から選択（複数以上可）して実施するものとする。 1） T S 等光波方式を用いた出来形管理 2） 地上写真測量を用いた出来形管理 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下 3） により実施するものとする。 3） 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 舗装工（修繕）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 舗装工(修繕)は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 表 1 I C T 舗装工(修繕)の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕</td><td>舗装工</td><td>・切削オーバーレイ工 ・路面切削工</td></tr></table> 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事	工事区分	工種	種別	・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・切削オーバーレイ工 ・路面切削工	機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 3 次元MC または 3 次元MG 建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下 1） 2） から選択（複数可）して実施するものとする。 1） T S 等光波方式を用いた出来形管理 2） 地上写真測量を用いた出来形管理 3 次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下 3） により実施するものとする。 3） 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 舗装工（修繕）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 舗装工(修繕)は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 表 1 I C T 舗装工(修繕)の対象工種種別 <table><tr><th>工事区分</th><th>工種</th><th>種別</th></tr><tr><td>・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕</td><td>舗装工</td><td>・切削オーバーレイ工 ・路面切削工</td></tr></table> ※表 1 の各工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。	工事区分	工種	種別	・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・切削オーバーレイ工 ・路面切削工
工事区分	工種	種別											
・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・切削オーバーレイ工 ・路面切削工											
工事区分	工種	種別											
・一般舗装工 ・道路維持 ・道路修繕	舗装工	・切削オーバーレイ工 ・路面切削工											

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工(修繕)の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 舗装工(修繕)の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、 I C T 舗装工(修繕)を実施することができる。 2 I C T 舗装工(修繕)として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、 I C T 舗装工(修繕)の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成、 I C T 施工および出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 I C T 舗装工(修繕)を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 I C T 舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則	（試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 舗装工(修繕)の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続） 第 6 条 I C T 舗装工(修繕)の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ I C T 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、 I C T 舗装工(修繕)を実施することができる。 2 I C T 舗装工(修繕)として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、 I C T 舗装工(修繕)の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成、 I C T 施工および出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 I C T 舗装工(修繕)を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択して実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 I C T 舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和78年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則

土木部発注工事における I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）【受注者希望型】」（以下、「 I C T 河川浚渫工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 2）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、 I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設	土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）【受注者希望型】」（以下、「 I C T 河川浚渫工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、以下 1）～ 2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、発注者と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、 I C T 活用工事とする。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、 I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 1）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下 2）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 2）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 河川浚渫工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 河川浚渫工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。 1）浚渫工（バックホウ浚渫船） ・浚渫船運転工 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。	機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 1）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下 2）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 2）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 河川浚渫工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 河川浚渫工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。ただし、I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。また、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 1）浚渫工（バックホウ浚渫船） ・浚渫船運転工 ※ 1）の工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
（発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に ICT 河川浚渫工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 河川浚渫工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 河川浚渫工を実施することができる。 2 ICT 河川浚渫工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 河川浚渫工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、ICT 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 河川浚渫工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 ICT 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 10 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用）	（発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に ICT 河川浚渫工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 河川浚渫工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 河川浚渫工を実施することができる。 2 ICT 河川浚渫工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 河川浚渫工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成、ICT 施工および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 河川浚渫工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 ICT 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 10 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）【発注者指定型】」（以下、「 I C T 河川浚渫工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 2）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、 I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設	土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【発注者指定型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）【発注者指定型】」（以下、「 I C T 河川浚渫工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、以下 1）～ 2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、発注者と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、 I C T 活用工事とする。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、 I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下 2）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 河川浚渫工の試行対象工事は、設計額 5,000 万円以上かつ、下記工種による浚渫土量 2,000m3 以上の全ての発注工事を対象とする。 １）浚渫工（バックホウ浚渫船）・浚渫船運転工 ② 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。 ２発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 河川浚渫工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （設計変更） 第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計	機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下 2）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 河川浚渫工の試行対象工事は、設計額 5,000 万円以上かつ、下記工種による浚渫土量 2,000m3 以上の全ての発注工事を対象とする。また、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 １）浚渫工（バックホウ浚渫船） ・浚渫船運転工 ※ 1）の工種は土木工事標準積算基準書の ICT に関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「土木工事標準積算基準書」により、I C T 施工にかかる経費を計上する。 ２発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告に I C T 河川浚渫工であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。 （設計変更） 第 6 条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 7 条 I C T 河川浚渫工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加算するものとする。 （アンケート調査） 第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 9 条 I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 7 条 I C T 河川浚渫工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加算するものとする。 （アンケート調査） 第 8 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 9 条 I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。 令和元年 8 月 22 日改定（令和元年 9 月 1 日適用） 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第１条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）【受注者希望型】」（以下、「ＩＣＴ地盤改良工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ＩＣＴ活用工事） 第２条 ＩＣＴ地盤改良工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてＩＣＴを活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① ３次元起工測量 起工測量において、下記１）～７）の方法により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量 ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での３次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。また、地盤改良の関連施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 ② ３次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。ただし、ＩＣＴ土工の起工測量データ等を活用することができる。 なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、国土交通省作成の「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。 ③ ＩＣＴ建設機械による施工 ②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、	土木部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第１条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ地盤改良工）【受注者希望型】」（以下、「ＩＣＴ地盤改良工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ＩＣＴ活用工事） 第２条 ＩＣＴ地盤改良工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてＩＣＴを活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① ３次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での３次元データが活用できる場合においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 また、地盤改良の関連施工としてＩＣＴ土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。 １）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 ２）地上型レーザースキャナーによる起工測量 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量 ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 （削除） ② ３次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。ただし、ＩＣＴ土工の起工測量データ等を活用することができる。 なお、ＩＣＴ地盤改良工の３次元設計データとは、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。 ③ ＩＣＴ建設機械による施工 ②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。 （1）出来形管理 以下 1）を用いて、出来形管理を行うものとする。 1）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 地盤改良工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 地盤改良工の試行対象工事は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 地盤改良工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工） ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）	国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。 （1）出来形管理 以下 1）を用いて、出来形管理を行うものとする。 1）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 地盤改良工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 3 総合評価落札方式（施工計画評価型・施工能力評価型）において、加点対象となるのは、第 2 条に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する場合に限る。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 地盤改良工の試行対象工事は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。また、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 地盤改良工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工（中層混合処理） ・固結工（スラリー攪拌工） ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
・サンドコンパクションパイル工 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に ICT 地盤改良工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 地盤改良工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 地盤改良工を実施することができる。 2 ICT 地盤改良工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 地盤改良工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および ICT 施工にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 地盤改良工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 ICT 地盤改良工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。	・サンドコンパクションパイル工 ※上記の各工種は土木工事標準積算基準書及び積算参考資料 I のICTに関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に ICT 地盤改良工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 地盤改良工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 地盤改良工を実施することができる。 2 ICT 地盤改良工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 地盤改良工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および ICT 施工にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 地盤改良工を第 2 条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 2 点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 1 0 条 ICT 地盤改良工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 地盤改良工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 法面工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 法面工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 法面工）【受注者希望型】」（以下、「I C T 法面工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 法面工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 7）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も I C T 活用工事とする。 また、3 次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 法面工の施工管理においては、3 次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。 現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3 次元設計データの作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理	土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 法面工）の試行要領【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 法面工）【受注者希望型】」（以下、「I C T 法面工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 法面工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 また、法面工の関連施工として I C T 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も I C T 活用工事とする。 また、3 次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 法面工の施工管理においては、3 次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。 現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3 次元設計データの作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 法面工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 下記１）～４ の技術から選択（複数 以上 可）して、出来形計測を行うものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）T S 等光波方式を用いた出来形管理 ４）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ５）R T K－G N S S を用いた出来形管理 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により１）～８）の I C T を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとする。 （２）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(１)で定める計測技術を用い下記１）の計測要領による １）３次元計測技術を用いた出来形計測要領 （３）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 ２ I C T 法面工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 法面工は、下記工種を含む発注工事を対象とする。	法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 下記１）～８ の技術から選択（複数可）して、出来形計測を行うものとする。 また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）T S 等光波方式を用いた出来形管理 ４）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ５）R T K－G N S S を用いた出来形管理 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ８）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～８）の I C T 施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。 （２）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(１)で定める計測技術を用い下記１）の計測要領による １）３次元計測技術を用いた出来形計測要領 （３）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の ３ 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の ３ 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤ ３次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 ２ I C T 法面工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 法面工は、下記工種を含む発注工事を対象とする。

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 法面工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定																				
表 1 I C T 法面工の対象工種種別 <table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>植生工</td><td>種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付</td></tr><tr><td>吹付工</td><td>コンクリート吹付 モルタル吹付</td></tr><tr><td>吹付法粹工</td><td></td></tr><tr><td>落石雪害防止工</td><td></td></tr></table> 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 法面工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。	種別	細別	植生工	種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付	吹付工	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付法粹工		落石雪害防止工		また、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 表 1 I C T 法面工の対象工種種別 <table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>植生工</td><td>種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付</td></tr><tr><td>吹付工</td><td>コンクリート吹付 モルタル吹付</td></tr><tr><td>吹付法粹工</td><td></td></tr><tr><td>落石雪害防止工</td><td></td></tr></table> ※表 1 の各工種は土木工事標準積算基準書および積算参考資料 I の ICT に関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 法面工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。	種別	細別	植生工	種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付	吹付工	コンクリート吹付 モルタル吹付	吹付法粹工		落石雪害防止工	
種別	細別																				
植生工	種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付																				
吹付工	コンクリート吹付 モルタル吹付																				
吹付法粹工																					
落石雪害防止工																					
種別	細別																				
植生工	種子散布 張芝 筋芝 市松芝 植生シート 植生マット 植生筋 人工張芝 植生穴 植生基材吹付 客土吹付																				
吹付工	コンクリート吹付 モルタル吹付																				
吹付法粹工																					
落石雪害防止工																					

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 法面工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
（ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 法面工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 法面工を実施することができる。 2 ICT 法面工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 法面工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 法面工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 ICT 法面工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 10 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	（ICT 活用工事の実施手続） 第 6 条 ICT 法面工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 法面工を実施することができる。 2 ICT 法面工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。 （設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 法面工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。 （工事成績） 第 8 条 ICT 法面工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 1 点を加点するものとする。 （アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 （監督・検査） 第 10 条 ICT 法面工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 10 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事 （ I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））の試行要領 【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）」【受注者希望型】（以下、「 I C T 構造物工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 構造物工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 7）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。ただし、橋梁上部工は対象外とする。また、関連施工として、ICT 土工等が行われた場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 構造物工の施工管理において、以下 1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出	土木部発注工事における I C T 活用工事 （ I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））の試行要領 【受注者希望型】 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「 I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）」【受注者希望型】（以下、「 I C T 構造物工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 構造物工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。（橋梁上部工を除く）また、関連施工として、ICT 土工等が行われた場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 構造物工の施工管理において、（橋脚・橋台・橋梁上部）は以下 1）～ 4）、（基礎工・擁

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
来形管理を実施するものとする。ただし、橋梁上部工において、以下 1）～4）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）T S 等光波方式を用いた出来形管理 5）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S S を用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記 1）～7）の I C T 施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行っても良いものとする。 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領によるものとする。 1） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） （3）出来形管理帳票現行の出来形管理 帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 構造物工の実施にあたり、施工プロセス（①～④）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 構造物工は、下記工種を含む発注工事を対象とする。	壁工・コンクリート堰堤工は以下 1）～7）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。また、以下 1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）T S 等光波方式を用いた出来形管理 5）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S S を用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により（橋脚・橋台・橋梁上部）は上記 1）～4）、（基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）は上記 1）～7）の I C T 施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行っても良いものとする。 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領によるものとする。 1） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） （3）出来形管理帳票現行の出来形管理 帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 2 I C T 構造物工の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 構造物工は、下記工種を含む発注工事を対象とする。 ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

現 行	改 定																																						
表 1 I C T 構造物工の対象工種種別 <table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>橋台工</td><td>橋台躯体工</td></tr><tr><td>R C 橋脚工</td><td>橋脚躯体工</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎工</td><td>矢板工</td></tr><tr><td>既製杭工</td></tr><tr><td>場所打杭工</td></tr><tr><td>擁壁工</td><td>擁壁工</td></tr><tr><td rowspan="2">橋梁上部</td><td>鋼橋上部</td></tr><tr><td>コンクリート橋上部</td></tr><tr><td rowspan="3">コンクリート堰堤工</td><td>コンクリート堰堤本体工</td></tr><tr><td>コンクリート側壁工</td></tr><tr><td>水叩工</td></tr></table> 2 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 構造物工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続）	種別	細別	橋台工	橋台躯体工	R C 橋脚工	橋脚躯体工	基礎工	矢板工	既製杭工	場所打杭工	擁壁工	擁壁工	橋梁上部	鋼橋上部	コンクリート橋上部	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	コンクリート側壁工	水叩工	表 1 I C T 構造物工の対象工種種別 <table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>橋台工</td><td>橋台躯体工</td></tr><tr><td>R C 橋脚工</td><td>橋脚躯体工</td></tr><tr><td rowspan="3">基礎工</td><td>矢板工（仮設工除く）</td></tr><tr><td>既製杭工</td></tr><tr><td>場所打杭工</td></tr><tr><td>擁壁工</td><td>擁壁工</td></tr><tr><td rowspan="2">橋梁上部</td><td>鋼橋上部</td></tr><tr><td>コンクリート橋上部</td></tr><tr><td rowspan="3">コンクリート堰堤工</td><td>コンクリート堰堤本体工</td></tr><tr><td>コンクリート側壁工</td></tr><tr><td>水叩工</td></tr></table> ※表 1 の各工種は積算参考資料 I の ICT に関する適用範囲を準用する。 （試行対象工事の調査） 第 4 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （発注） 第 5 条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、入札公告に I C T 構造物工の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。 （ I C T 活用工事の実施手続）	種別	細別	橋台工	橋台躯体工	R C 橋脚工	橋脚躯体工	基礎工	矢板工（仮設工除く）	既製杭工	場所打杭工	擁壁工	擁壁工	橋梁上部	鋼橋上部	コンクリート橋上部	コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工	コンクリート側壁工	水叩工
種別	細別																																						
橋台工	橋台躯体工																																						
R C 橋脚工	橋脚躯体工																																						
基礎工	矢板工																																						
	既製杭工																																						
	場所打杭工																																						
擁壁工	擁壁工																																						
橋梁上部	鋼橋上部																																						
	コンクリート橋上部																																						
コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工																																						
	コンクリート側壁工																																						
	水叩工																																						
種別	細別																																						
橋台工	橋台躯体工																																						
R C 橋脚工	橋脚躯体工																																						
基礎工	矢板工（仮設工除く）																																						
	既製杭工																																						
	場所打杭工																																						
擁壁工	擁壁工																																						
橋梁上部	鋼橋上部																																						
	コンクリート橋上部																																						
コンクリート堰堤工	コンクリート堰堤本体工																																						
	コンクリート側壁工																																						
	水叩工																																						

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
第 6 条 ICT 構造物工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 構造物工を実施することができる。 2 ICT 構造物工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。	第 6 条 ICT 構造物工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書（ICT 活用工事計画書）を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示することにより、ICT 構造物工を実施することができる。 2 ICT 構造物工として発注していない工事においても受注者から希望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者希望型と同様の取り扱いとすることができる。
（設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 構造物工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。	（設計変更） 第 7 条 発注者は、ICT 構造物工の実施を指示した場合、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3 次元起工測量・3 次元設計データ作成および 3 次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。
（工事成績） 第 8 条 ICT 構造物工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 1 点を加点するものとする。	（工事成績） 第 8 条 ICT 構造物工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で 1 点を加点するものとする。
（アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	（アンケート調査） 第 9 条 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。
（監督・検査） 第 1 0 条 ICT 構造物工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html	（監督・検査） 第 1 0 条 ICT 構造物工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html
附 則 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	附 則 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））の試行要領 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））」（以下、「ICT 作業土工（床掘）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 作業土工（床掘）とは、以下に示す施工プロセスのうち①②③⑤において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した 3 次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）TS 等光波方式を用いた起工測量 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）RTK-GNSS を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 250 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械※ ※MC：「マシンコントロール」 MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道	土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））の試行要領 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））」（以下、「ICT 作業土工（床掘）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （ICT 活用工事） 第 2 条 ICT 作業土工（床掘）とは、以下に示す施工プロセスのうち①（選択）②③⑤において ICT を活用する工事とする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量（選択） 従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した 3 次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）TS 等光波方式を用いた起工測量 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）RTK-GNSS を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ③で 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械により施工を実施する場合、発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ ICT 建設機械による施工 以下 1）2）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 240 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械※ ※MC：「マシンコントロール」 MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 作業土工（床掘））の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
路土工の掘削等を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 対象外 ⑤ 納品 ②による 3 次元設計データを工事完成図書として納品する。ただし、①において、3 次元起工測量を実施した場合は、取得した 3 次元測量データも 3 次元データ納品の対象とする。 2 I C T 土工（床掘）の実施にあたり、施工プロセス①②③⑤のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 作業土工（床掘）は、I C T 土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。 （I C T 活用工事の実施手続） 第 4 条 I C T 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 （試行対象工事の調査） 第 5 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （設計変更） 第 6 条 I C T 土工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【発注者指定型】」または「土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【受注者希望型】」による。 （監督・検査） 第 7 条 I C T 作業土工（床掘）を実施した場合の対象工種の監督については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 7 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より）	2）2 次元 MG 建設機械 建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する 2 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。 ただし、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 対象外 ⑤ 3 次元データの納品 ②による 3 次元設計データを工事完成図書として納品する。ただし、①において、3 次元起工測量を実施した場合は、取得した 3 次元測量データも 3 次元データ納品の対象とする。 2 I C T 土工（床掘）の実施にあたり、施工プロセス①②③⑤のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。 （対象とする工事） 第 3 条 I C T 作業土工（床掘）は、I C T 土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。また、I C T 作業土工（床掘）は、土木工事標準積算基準書および積算参考資料 I の I C T に関する適用範囲を準用する。 （I C T 活用工事の実施手続） 第 4 条 I C T 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 （試行対象工事の調査） 第 5 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （設計変更） 第 6 条 I C T 土工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【発注者指定型】」または「土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 土工）の試行要領【受注者希望型】」による。 （監督・検査） 第 7 条 I C T 作業土工（床掘）を実施した場合の対象工種の監督については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 作業土工（床掘））の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）の試行要領 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）」（以下、「I C T 付帯構造物設置工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 付帯構造物設置工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。I C T 付帯構造物設置工は I C T 土工もしくは I C T 舗装工（路盤）の関連施工工種として実施することとする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 7）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、I C T 土工もしくは I C T 舗装工（路盤）の起工測量データ等を活用することができる。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。3 次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3 次元設計データとして、3 次元座標を用いた線形データも活用できる。T I N 形式でのデータ作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 付帯構造物設置工の施工管理において、以下 1）～7）の技術から選択（複数以上可）	土木部発注工事における I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）の試行要領 （趣旨） 第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「I C T 活用工事（I C T 付帯構造物設置工）」（以下、「I C T 付帯構造物設置工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。 （I C T 活用工事） 第 2 条 I C T 付帯構造物設置工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事とする。I C T 付帯構造物設置工は I C T 土工もしくは I C T 舗装工の関連施工工種として実施することとする。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には下記 1）～ 7）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、付帯構造物設置工の関連施工として、I C T 土工もしくは I C T 舗装工の起工測量データ等を活用することができる。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。3 次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 付帯構造物設置工の施工管理においては、3 次元設計データとして、3 次元座標を用いた線形データも活用できる。T I N 形式でのデータ作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 付帯構造物設置工の施工管理において、以下 1）～9）の技術から選択（複数可）し

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 付帯構造物設置工）の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定								
して、出来形管理を実施するものとする。 また、以下 1）～ 4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）TS 等光波方式を用いた出来形管理 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）RTK-GNSS を用いた出来形管理 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 （3）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 ICT 付帯構造物設置工は ICT 土工もしくは ICT 舗装工（路盤）発注工事のうち、下記工種を含む発注工事を対象とする。 2 ICT 土工もしくは ICT 舗装工（路盤）における関連施工種とするため、ICT 付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。	て、出来形管理を実施するものとする。 なお、使用する技術については、最新の 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）を参照し、適用工種に留意すること。 また、以下 1）～ 4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）TS 等光波方式を用いた出来形管理 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）RTK-GNSS を用いた出来形管理 8）モバイル端末を用いた出来形管理 9）地上写真測量を用いた出来形管理 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 （3）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 （対象とする工事） 第 3 条 ICT 付帯構造物設置工は ICT 土工もしくは ICT 舗装工（路盤）発注工事のうち、下記工種を含む発注工事を対象とする。 2 ICT 土工もしくは ICT 舗装工（路盤）における関連施工種とするため、ICT 付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。 ただし、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 表 1 ICT 付帯構造物設置工の対象工種種別								
<table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>コンクリートブロック工</td><td>コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック</td></tr></table>	種別	細別	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック	<table><tr><th>種別</th><th>細別</th></tr><tr><td>コンクリートブロック工</td><td>コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック</td></tr></table>	種別	細別	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック
種別	細別								
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック								
種別	細別								
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック								

土木部発注工事における I C T 活用工事（ I C T 付帯構造物設置工）の試行要領 新旧対照表

現 行				改 定			
	緑化ブロック工				緑化ブロック工		
	石積（張）工				石積（張）工		
	側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝			側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝 場所打水路工	
	管渠工				管渠工		
					暗渠工		
	縁石工	縁石・アスカーブ			縁石工	縁石・アスカーブ	
	基礎工（護岸）	現場打基礎 プレキャスト基礎			基礎工（護岸）	現場打基礎 プレキャスト基礎	
	海岸コンクリートブロック工				（削除）		
	コンクリート被覆工				コンクリート被覆工		
	護岸付属物工				護岸付属物工		
					管路工	管路部	
					プレキャストボックス工	特殊部	
					ハンドホール工		
					防止柵工		
					防護柵工	防止柵工	
					路側防護柵工	ガードレール カードケーブル	
					ボックスビーム工	路側防護柵工※ガードレール	
					道路付属物工	視線誘導標 距離標	
					大型標識工	標識基礎工 標識柱工	
					小型標識工		
					標識工	小型標識工	
					付属物設置工	道路付属物工	
					付属物復旧工	路側防護柵工※ガードレール ※ガードケーブル	
					集水桝工		
					集水桝・マンホール工	集水桝工 街渠桝	
					場所打水路工		
					排水構造物工	集水桝工	

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 付帯構造物設置工）の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
3 従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 4 条 ICT 付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 （試行対象工事の調査） 第 5 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （設計変更） 第 6 条 ICT 土工もしくは ICT 舗装工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）の試行要領【受注者希望型】」のいずれかによる。 （監督・検査） 第 7 条 ICT 付帯構造物設置工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用）	※表 1 の各工種は積算参考資料 I の ICT に関する適用範囲を準用する。 （ICT 活用工事の実施手続） 第 4 条 ICT 付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。 （試行対象工事の調査） 第 5 条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。 （設計変更） 第 6 条 ICT 土工もしくは ICT 舗装工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）の試行要領【発注者指定型】」、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 舗装工）の試行要領【受注者希望型】」のいずれかによる。 （監督・検査） 第 7 条 ICT 付帯構造物設置工を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 附 則 この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。 令和 2 年 6 月 22 日改定（令和 2 年 7 月 1 日適用） 令和 3 年 6 月 28 日改定（令和 3 年 7 月 1 日適用） 令和 4 年 9 月 15 日改定（令和 4 年 10 月 1 日適用） 令和 5 年 9 月 26 日改定（令和 5 年 10 月 1 日適用） 令和 7 年 9 月 30 日改定（令和 7 年 10 月 1 日適用） 令和 8 年 9 月 30 日改定（令和 8 年 10 月 1 日適用）

ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT土工」という）の対象とすることができる。 第1 ICT活用工事の推進 1-1 ICT土工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 起工測量において、下記1）～8）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 なお、土工1000m3未満及び1箇所当たりの施工土量が 100m³以下の掘削（以下、小規模土工（ICT））の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、下記1）～8）から選択して起工測量を実施してもよい。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK-GNSSを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③ ICT建設機械による施工 ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1）～4）に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。	ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT土工」という）の対象とすることができる。 第1 ICT活用工事の推進 1-1 ICT土工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記1）～8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 なお、1箇所当たりの施工土量が 100 m³以下の掘削（以下、小規模土工（ICT））の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、下記1）～8）から選択して起工測量を実施してもよい。 ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、発注者と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK-GNSSを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③ ICT建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、下記1）～4）に示すICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
なお、土工1000m³未満及び小規模土工（ICT）の場合は、下記3）～4）による施工を標準とする。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理【土工数量 1, 000m³以上の場合】 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）TS等光波方式を用いた出来形管理 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）RTK-GNSSを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。 【土工数量 1, 000m³未満の場合】	なお、小規模土工（ICT）の場合は、下記3）～4）による施工を標準とする。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理【土工数量 1, 000m³以上の場合】 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～10）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～10）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）TS等光波方式を用いた出来形管理 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）RTK-GNSSを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 10）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。 (削除)

ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
出来形管理にあたっては、上記の５）～９）による出来形管理を実施するものとする。 なお、発注者と協議のうえ上記１）～４）の他、以下１０）～１１）による出来形管理を実施してもよい。 １０）モバイル端末を用いた出来形管理 １１）地上写真測量を用いた出来形管理 また、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。 （２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ 受注者はICT土工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT土工を行うことができる。 １－３ １－１施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 １－４ 受注者は、付帯構造物設置工にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を実施することができる。	また、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。 （２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もICT活用工事とする。 ⑤3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ 受注者はICT土工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT土工を行うことができる。 １－３ １－１施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 １－４ 受注者は、特記仕様書に指定された工種以外の工種にICT活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を実施することができる。

I C T活用工事（I C T土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
1－5 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－6 施工に必要なI C T土工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－7 I C T土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T土工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について	1－5 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－6 施工に必要なI C T土工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－7 I C T土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T土工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について

I C T 活用工事（I C T 土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
受注者は、I C T 土工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	受注者は、I C T 土工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第 5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT土工」という）である。 第1 ICT活用工事の推進を図るための措置 1-1 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 起工測量において、下記1）～8）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK-GNSSを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③ ICT建設機械による施工 ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1）～4）に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術	ICT活用工事（ICT土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）」（以下、「ICT土工」という）である。 第1 ICT活用工事の推進を図るための措置 1-1 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてICTを活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記1）～8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）TS等光波方式を用いた起工測量 4）TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）RTK-GNSSを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③ ICT建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、下記1）～4）に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

I C T活用工事（I C T土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
※現場条件により、③ I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（１）（２）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T活用工事とする。 （２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定するこ	※現場条件により、③ I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（１）（２）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 1 0）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施しても I C T活用工事とする。 （２）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定するこ

I C T 活用工事（I C T 土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
と。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがない場合は、発注者と協議の上、T S ・G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 1－3 受注者は、付帯構造物設置工に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T 土工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T 土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工の I C T 建設機械による施工は、当面の間、I C T 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は I C T 建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T 施工に要した I C T 建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%を I C T 建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに 3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3 次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3 次元設計データチェックシート」を活用し、3 次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第 2 監督・検査について I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。	と。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがない場合は、発注者と協議の上、T S ・G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 1－3 受注者は、特記仕様書に指定された工種以外の工種に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T 土工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T 土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工の I C T 建設機械による施工は、当面の間、I C T 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は I C T 建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T 施工に要した I C T 建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%を I C T 建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに 3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3 次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3 次元設計データチェックシート」を活用し、3 次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第 2 監督・検査について I C T 土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。

I C T 活用工事（ I C T 土工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第 3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第 4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第 5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。	※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第 3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第 4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第 5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「I C T活用工事（I C T土工）（河川堆積土砂撤去）」（以下、「I C T土工（河川堆積土砂撤去）」という）である。 第1 I C T活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセスにおいてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 起工測量において、下記1）～8）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S等光波方式を用いた起工測量 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）R T K－G N S Sを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工 ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1）～4）に示す技術（I C T建設機械）により施工を実施する。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術	I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「I C T活用工事（I C T土工）（河川堆積土砂撤去）」（以下、「I C T土工（河川堆積土砂撤去）」という）である。 第1 I C T活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセスにおいてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記1）～8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S等光波方式を用いた起工測量 4）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）R T K－G N S Sを用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、下記1）～4）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術

I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もI C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもI C T活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。	4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術 ※現場条件により、③I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もI C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下5）～1 0）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 1 0）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもI C T活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もI C T活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－3 受注者は、付帯構造物設置工、法面工にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にI C T活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T土工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品に	土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もI C T活用工事とする。 ⑤3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－3 受注者は、特記仕様書に指定された工種以外の工種にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にI C T活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T土工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T土工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。 1－7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T土工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品に

I C T活用工事（I C T土工（河川堆積土砂撤去）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工)」(以下、「I C T 舗装工」という)の対象とすることができる。 第1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 舗装工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 起工測量において、下記1）～8）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S 等光波方式を用いた起工測量 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 5）R T K＝G N S S を用いた起工測量 6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8）音響測深機器を用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T 建設機械による施工 ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1）～4）に示す技術（I C T 建設機械）により施工を実施する。 1）3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術 2）3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3）3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術 4）3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術	I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工)」(以下、「I C T 舗装工」という)の対象とすることができる。 第1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 舗装工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、以下3）～4）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）T S 等光波方式を用いた起工測量 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 （削除） （削除） （削除） （削除） ②3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T 建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1）に示すI C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MC建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下 5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S S を用いた出来形管理 8）施工履歴データを用いた出来形管理 9）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 （2）品質管理 品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質	基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 ※現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T 活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下（1）（2）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 （1）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～2）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下 1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下 3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下 3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者は I C T 舗装工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T 活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、 I C T 舗装工を行うことができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 受注者は、付帯構造物設置工に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い。協議が整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－5 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－6 施工に必要な I C T 舗装工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－7 I C T 舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員との協議の上、設計変更の対象とする。 1－8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに 3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3 次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3 次元設計データチェックシート」を活用し、3 次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T 舗装工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第 2 監督・検査について I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。	⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者は I C T 舗装工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T 活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、 I C T 舗装工を行うことができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 受注者は、特記仕様書に指定された工種以外の工種に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い。協議が整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－5 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－6 施工に必要な I C T 舗装工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－7 I C T 舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員との協議の上、設計変更の対象とする。 1－8 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに 3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3 次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3 次元設計データチェックシート」を活用し、3 次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T 舗装工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第 2 監督・検査について I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和 8 年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T 舗装工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T 舗装工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、3 次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工)」(以下、「I C T 舗装工」という)である。 第 1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 舗装工とは、以下に示す全ての施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1) ～ 4) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号) 付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監	I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、3 次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工)」(以下、「I C T 舗装工」という)である。 第 1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 舗装工とは、以下に示す全ての施工プロセス (①～⑤) において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1) ～ 2) から選択(複数可)して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、以下 3) ～ 4) の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) T S 等光波方式を用いた起工測量 4) T S (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号) 付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MC 建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S 等光波方式を用いた出来形管理 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 1－3 受注者は、付帯構造物設置工に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議を整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T 舗装工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T 舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。	督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。 ④3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）T S 等光波方式を用いた出来形管理 4）T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T 活用工事とする。 ⑤3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 1－1 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 1－3 受注者は、特記仕様書に指定された工種以外の工種に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書を提出するまでに監督員へ提案・協議を行い、協議を整った場合に I C T 活用工事を実施することができる。 1－4 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T 舗装工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T 舗装工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。また、I C T 付帯構造物設置工の実施に伴う経費についても、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。	1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T 舗装工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))」(以下、「I C T 舗装工(修繕)」という)の対象とすることができる。 第 1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 舗装工(修繕)とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 起工測量において、下記1）～3）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）地上型レーザースキャナーによる起工測量 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1） 2）に示すI C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※ 2）3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、	I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))」(以下、「I C T 舗装工(修繕)」という)の対象とすることができる。 第 1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 舗装工(修繕)とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～3）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1）地上型レーザースキャナーによる起工測量 2）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 3）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1） 2）に示すI C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※ 2）3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技

I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
路面切削を実施する。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数以上可）して実施するものとする。 1) T S等光波方式を用いた出来形管理 2) 地上写真測量を用いた出来形管理 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施するものとする。 3) 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者はI C T舗装工(修繕)を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T舗装工(修繕)を行うことができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T舗装工(修繕)用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T舗装工(修繕)に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。	術を用いて、路面切削を実施する。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1) 2) から選択（複数可）して実施するものとする。 1) T S等光波方式を用いた出来形管理 2) 地上写真測量を用いた出来形管理 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3) により実施するものとする。 3) 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種に I C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用する I C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要な I C T舗装工(修繕)用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T舗装工(修繕)に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。

I C T 活用工事(I C T 舗装工(修繕))に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
1－8 I C T 舗装工(修繕)を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T 舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T 舗装工(修繕)を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	1－8 I C T 舗装工(修繕)を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T 舗装工(修繕)を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和78年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T 舗装工(修繕)を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）」（以下、「I C T 河川浚渫工」という）である。 第1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 起工測量において、下記1）～2）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I Nデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、I C T 活用工事とする。 ③I C T 建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1）に示すI C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場	I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）」（以下、「I C T 河川浚渫工」という）である。 第1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、以下1）～2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I Nデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ②3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、I C T 活用工事とする。 ③I C T 建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1）に示すI C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場

I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下１）にて実施するものとする。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下２）の方法で実施してもI C T活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者はI C T河川浚渫工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T河川浚渫工を行うことができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T河川浚渫工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。	合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下１）にて実施するものとする。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下２）の方法で実施してもI C T活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。 1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。 1－6 I C T河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T河川浚渫工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
第 2 監督・検査について I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第 3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第 4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	第 2 監督・検査について I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和78年 1 0 月 1 日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第 3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第 4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第 5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、3 次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）」（以下、「I C T 河川浚渫工」という）である。 第 1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 2）の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施	I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、3 次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）」（以下、「I C T 河川浚渫工」という）である。 第 1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、以下 1）～ 2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 1）音響測深機器による起工測量 2）レッド測深等従来手法による起工測量（※） （※）上記 2）による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、T I N データの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。なお、発注者が貸与する 3 次元データを活用する場合も、I C T 活用工事とする。 ③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1）に示す I C T 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1）3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施

I C T 活用工事（I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下１）にて実施するものとする。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ m 間隔以下（１点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下２）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ １－１ 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 １－３ 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 １－４ 施工に必要な I C T 河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。 １－５ I C T 河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 １－６ 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに３次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、３次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「３次元設計データチェックシート」を活用し、３次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 １－７ 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第２ 監督・検査について I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年１０月１日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第３ 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品に	する。但し、現場条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。 （１）出来形管理 出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下１）にて実施するものとする。 なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、１ m 間隔以下（１点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。 １）音響測深機器を用いた出来形管理 なお、以下２）の方法で実施しても I C T 活用工事とする。 ２）施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ １－１ 施工プロセスに示す①～④において、測量や施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。 １－３ 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。 １－４ 施工に必要な I C T 河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。 １－５ I C T 河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 １－６ 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに３次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、３次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「３次元設計データチェックシート」を活用し、３次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 １－７ 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第２ 監督・検査について I C T 河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和78年１０月１日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICT の全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第３ 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品に

I C T 活用工事（ I C T 河川浚渫工）に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。	については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）」（以下、「I C T 地盤改良工」という）である。 第1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 地盤改良工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 起工測量において、下記1）～7）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。また、地盤改良の関連施工としてI C T 土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ただし、I C T 土工の起工測量データ等を活用することができる。 なお、I C T 地盤改良工の3次元設計データとは、国土交通省作成の「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。	I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）」（以下、「I C T 地盤改良工」という）である。 第1 I C T 活用工事の推進を図るための措置 1－1 I C T 地盤改良工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 また、地盤改良の関連施工としてI C T 土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 (削除) ②3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ただし、I C T 土工の起工測量データ等を活用することができる。 なお、I C T 地盤改良工の3次元設計データとは、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で定義する地盤改良設計データの

I C T 活用工事（I C T 地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2) 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。 （1）出来形管理 以下 1) を用いて、出来形管理を行うものとする。 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。	③ I C T 建設機械による施工 ②で作成した 3 次元設計データを用い、以下 1) 2) に示す I C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日 国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3 次元 MG 機能を持つ地盤改良機 2) 3 次元 MC または 3 次元 MG 建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する 3 次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する 3 次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。 また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。 （1）出来形管理 以下 1) を用いて、出来形管理を行うものとする。 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 ⑤ 3 次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。
1－2 受注者はI C T 地盤改良工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T 活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T 地盤改良工を行うことができる。	1－2 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種に I C T 活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに I C T 活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T 活用工事を実施することができる。
1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。	1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。
1－3 1－1 施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。	1－3 1－1 施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

I C T活用工事（I C T地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。	1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。
1－5 施工に必要なI C T地盤改良工用のデータは、受注者が作成するものとする。	1－5 施工に必要なI C T地盤改良工用のデータは、受注者が作成するものとする。
1－6 I C T地盤改良工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 地盤改良工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。	1－6 I C T地盤改良工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 地盤改良工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の 25%をI C T建設機械の施工数量として変更するものとする。
1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。	1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。
1－8 I C T地盤改良工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。	1－8 I C T地盤改良工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。
第2 監督・検査について I C T地盤改良工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html	第2 監督・検査について I C T地盤改良工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html
第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。	第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。
第4 アンケート調査について 受注者は、I C T地盤改良工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	第4 アンケート調査について 受注者は、I C T地盤改良工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

I C T 活用工事（ I C T 地盤改良工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
	第 5 現場見学会の実施について I C T 活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T 活用工事（I C T 法面工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T 活用工事（I C T 法面工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 法面工）」（以下、「I C T 法面工」という）の対象とすることができる。 第 1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 法面工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 起工測量において、下記 1）～ 7）の方法により 3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、 3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。 なお、発注者が貸与する 3次元データを活用する場合も I C T 活用工事とする。 また、3次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。 現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。	I C T 活用工事（I C T 法面工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T の全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T 活用工事（I C T 法面工）」（以下、「I C T 法面工」という）の対象とすることができる。 第 1 I C T 活用工事の推進 1－1 I C T 法面工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において I C T を活用する工事である。 【施工プロセス】 ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3次元データが活用できる場合においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 また、法面工の関連施工として I C T 土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T 活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量 6）T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S S を用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、3次元出来形管理を行うための 3次元設計データを作成する。 なお、発注者が貸与する 3次元データを活用する場合も I C T 活用工事とする。 また、3次元設計データ作成は I C T 土工等と合わせて行うが、I C T 法面工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。 現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必須としない。 ③ I C T 建設機械による施工 対象外。 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。

I C T活用工事（I C T法面工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
（１）出来形管理 下記１）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形計測を行うものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）T S等光波方式を用いた出来形管理 ４）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ５）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により１）～８）のI C Tを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとする。 （２）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(１)で定める計測技術を用い下記１）の計測要領による １）３次元計測技術を用いた出来形計測要領 （３）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ 受注者はI C T法面工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T法面工を行うことができる。 １－３ １－１施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案す	（１）出来形管理 下記１）～８）の技術から選択（複数可）して、出来形計測を行うものとする。 また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）T S等光波方式を用いた出来形管理 ４）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ５）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ８）地上写真測量を用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～８）のI C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。 （２）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(１)で定める計測技術を用い下記１）の計測要領による １）３次元計測技術を用いた出来形計測要領 （３）出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤３次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 １－２ 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。 １－３ １－１施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案す

I C T活用工事（I C T法面工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
ることとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T法面工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T法面工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T法面工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T法面工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T法面工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	ることとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T法面工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T法面工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－9 I C T法面工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T法面工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T法面工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T活用工事（I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T活用工事（I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）」（以下、「I C T構造物工」という）の対象とすることができる。 第1 I C T活用工事の推進 1－1 I C T構造物工とは、以下に示す施工プロセス（①～④）においてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 起工測量において、下記1）～7）の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。ただし、橋梁上部工は対象外とする。 また、関連施工として、ICT土工等が行われた場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S Sを用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工対象外 ④3次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 構造物工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来	I C T活用工事（I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）」（以下、「I C T構造物工」という）の対象とすることができる。 第1 I C T活用工事の推進 1－1 I C T構造物工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）においてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。（橋梁上部工を除く） また、関連施工として、ICT土工等が行われた場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T活用工事とする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S Sを用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工対象外 ④3次元出来形管理等の施工管理 構造物工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 （1）出来形管理 構造物工の施工管理において、（橋脚・橋台・橋梁上部）は以下1）～4）、（基礎工・擁

I C T活用工事（I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
形管理を実施するものとする。ただし、橋梁上部工において、以下1）～4）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）T S等光波方式を用いた出来形管理 5）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のI C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を 行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、 出来形管理を行っても良いものとする。 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領によるものとする。 1）3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） （3）出来形管理帳票現行の出来形管理 帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者はI C T構造物工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T構造物工を行うことができる。 1－3 1－1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセ	壁工・コンクリート堰堤工は以下1）～7）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）T S等光波方式を用いた出来形管理 5）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により（橋脚・橋台・橋梁上部）は上記1）～4）、（基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工）は上記1）～7）のI C T施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を 行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督職員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、 出来形管理を行っても良いものとする。 （2）出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領によるものとする。 1）3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） （3）出来形管理帳票現行の出来形管理 帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤3次元データの納品 ①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。 1－2 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。 1－3 1－1施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。プロセスの選択は、原則複数のプロセ

I C T活用工事（I C T構造物工（橋脚・橋台・橋梁上部・基礎工・擁壁工・コンクリート堰堤工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
スを選択するものとする。 また、I C T対象工種が複数の場合は、同一工種ごとに複数プロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T構造物工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T構造物工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T構造物工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T構造物工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定め基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T構造物工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。	スを選択するものとする。 また、I C T対象工種が複数の場合は、同一工種ごとに複数プロセスを選択するものとする。 1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。 1－5 施工に必要なI C T構造物工用のデータは、受注者が作成するものとする。 1－6 I C T構造物工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T構造物工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T構造物工を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定め基準において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 受注者は、I C T構造物工を実施した場合、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について I C T活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））」（以下、「I C T作業土工（床掘工）」という）の対象とすることができる。 第1 I C T活用工事の推進 1－1 I C T作業土工（床掘工）とは、以下に示す施工プロセス-④～⑤においてI C Tを活用する工事である。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量 従来手法による起工測量を原則とするが、I C T土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S Sを用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 発注図書や①で得られたデータを用いて、I C T建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1）に示すI C T建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※ ※MC：「マシンコントロール」 MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機	I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C Tの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））」（以下、「I C T作業土工（床掘工）」という）の対象とすることができる。 第1 I C T活用工事の推進 1－1 I C T作業土工（床掘工）とは、以下に示す施工プロセスのうち①（選択）②③⑤においてI C Tを活用する工事とする。 【施工プロセス】 ①3次元起工測量（選択） 従来手法による起工測量を原則とするが、I C T土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 また、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよいものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2）地上型レーザースキャナーによる起工測量 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S等光波方式を用いた起工測量 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7）R T K－G N S Sを用いた起工測量 ②3次元設計データ作成 ③で3次元MCまたは3次元MG建設機械により施工を実施する場合、発注図書や①で得られたデータを用いて、I C T建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。 ③I C T建設機械による施工 以下1）2）に示すI C T建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。 1）3次元MCまたは3次元MG建設機械※ ※MC：「マシンコントロール」 MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機

I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。	械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。
④ ３次元出来形管理等の施工管理 対象外	④ ３次元出来形管理等の施工管理 対象外
⑤ 納品	⑤ ３次元データの納品
②による３次元設計データを工事完成図書として納品する。ただし、①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。	②による３次元設計データを工事完成図書として納品する。ただし、①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。
1－2 受注者はI C T土工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T土工を行うことができる。	1－2 受注者は特記仕様書に指定された工種以外の工種にI C T活用工事を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにI C T活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、I C T活用工事を実施することができる。
1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。	1－3 1－1 施工プロセスに示す①～⑤について、測量や施工の実施手段及び対象範囲を監督員と協議するものとする。 なお、受注者は施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定すること。
1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。	1－4 施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達するものとする。
1－5 施工に必要なI C T土工用のデータは、受注者が作成するものとする。	1－5 施工に必要なI C T土工用のデータは、受注者が作成するものとする。
1－6 I C T土工（作業土工）に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。	1－6 I C T土工（作業土工）に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。 受注者は、I C T施工に要したI C T建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。

I C T活用工事（I C T作業土工（床掘工））に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T作業土工（床掘工）を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T作業土工（床掘工）を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和7年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（I C Tの全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「I C O N」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「I C O N」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。	1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。 1－8 I C T作業土工（床掘工）を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。 第2 監督・検査について I C T作業土工（床掘工）を実施した場合の対象工種の監督・検査の関連要領等については、令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。 ※関連要領等（要領関係等（I C Tの全面的な活用）国土交通省 HP より） https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html 第3 納品について 国土交通省が定めた基準において、「I C O N」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「I C O N」フォルダに格納することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

ICT活用工事対象工事選定チェックシート 新旧対照表

現 行

[illegible]

掘削・盛土の合計量
~~5,000m³未満~~

改 定

[illegible]

掘削・盛土の合計量
5,000m³ 未満～1,000m³ 以上

I C T活用工事計画書 新旧対照表

現 行

(令和7年10月～)

ICT活用工事 協議書 一覧表

各工種をクリックすると、該当するシートに繋がります

番号	工 種
1	土工
2	舗装工
3	舗装工(修繕)
4	河川浚渫工
5	地盤改良工
6	法面工
7	構造物工
8	作業土工(床掘工)
9	付帯構造物工

改 定

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書 一覧表

各工種をクリックすると、該当するシートに繋がります

番号	工 種
1	土工
2	舗装工
3	舗装工(修繕)
4	河川浚渫工
5	地盤改良工
6	法面工
7	構造物工
8	作業土工(床掘工)
9	付帯構造物工

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

ICT活用工事 協議書(土工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1)空中写真測量(無人航空機)による起工測量 ☐ 2)地上型レーザースキャナーによる起工測量 ☐ 3)TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 4)TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ☐ 5)RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 8)音響測深機器を用いた起工測量 ☐ 9)その他の3次元計測技術による起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ②3次元設計用データ作成 ※3次元測量データを用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。 ☐ ③ICT建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ④3次元出来形管理等の施工管理 ☐ 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ☐ 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 5)TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 6)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ☐ 7)RTK-GNSSを用いた出来形管理 ☐ 8)施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ 9)音響測深機器を用いた出来形管理 ☒ 10)地上写真測量を用いた出来形管理 ☐ 11)地上写真測量を用いた出来形管理 ☐ 12)その他の3次元計測技術による出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ ⑤納品
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。
 注2) ①3次元起工測量において、~~土木数量4000m³未満~~1箇所当たりの施工土量が100 m³以下の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、1)～8)から選択して起工測量を実施しても良い。
 注3) ③3次元出来形管理等の施工管理の出来形管理において5)～11)のを選択して面管理を実施した場合、~~又は土木数量4000m³未満~~
~~4~~1箇所当たりの施工土量が100 m³以下の場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。
 注4) ④3次元出来形管理等の施工管理の出来形管理において、~~土木数量1,000m³未満~~の場合は、5)～9)による出来形管理を実施するものとする。なお、発注者と協議のうえ上記1)～4)の他、以下10)11)による出来形管理を実施しても良い。

[P〇/〇]

改 定

ICT活用工事 協議書(土工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1)空中写真測量(無人航空機)による起工測量 ☐ 2)地上型レーザースキャナーによる起工測量 ☐ 3)TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 4)TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ☐ 5)RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 8)音響測深機器を用いた起工測量 ☐ 9)その他の3次元計測技術による起工測量(発注者と精度等について協議すること) ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ②3次元設計用データ作成 ※3次元測量データを用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。 ☐ ③ICT建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ④3次元出来形管理等の施工管理 ☐ 1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ☐ 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 3)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 4)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 5)TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 6)TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ☐ 7)RTK-GNSSを用いた出来形管理 ☐ 8)施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ 9)音響測深機器を用いた出来形管理 ☐ 10)地上写真測量を用いた出来形管理 ☐ 11)その他の3次元計測技術による出来形管理(発注者と精度等について協議すること) ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ ⑤納品
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。
 注2) ①3次元起工測量において、1箇所当たりの施工土量が100 m³以下の場合は、従来手法による起工測量を標準とするが、1)～8)から選択して起工測量を実施しても良い。
 注3) ③3次元出来形管理等の施工管理の出来形管理において5)～11)のを選択して面管理を実施した場合、1箇所当たりの施工土量が100 m³以下の場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること。
 注4) ④3次元出来形管理等の施工管理の出来形管理において、現場条件等により5)～10)による出来形管理を実施してもよい。なお、発注者と協議のうえ上記1)～4)の他、以下11)による出来形管理を実施してもよい。

[P〇/〇]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

(令和7年10月～)

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書(舗装工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ☐ ☐
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ☐ ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事 協議書(舗装工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 3) TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 3) TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ☐ ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

(令和7年10月～)

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書(舗装工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ☐ ☐ ☐
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 地上写真測量を用いた出来形管理 ☐ 施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※舗装工(修繕工)においては、 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上対象外である。 ☐ ☐
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事 協議書(舗装工(修繕工))

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 2) 地上写真測量を用いた出来形管理 ☐ 3) 施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※舗装工(修繕工)においては、 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上対象外である。 ☐
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

(令和7年10月～)

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書(河川浚渫)

ICT活用工事 協議書(河川浚渫)

(工事名:○○○○工事)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 音響測深機器を用いた起工測量 ☐ レッド測深等従来手法による起工測量※ ☐ ※レッド測深等従来手法による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ☐ ☐ ☐
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 音響測深機器を用いた出来形管理 ☐ 施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ☐ ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 ☐ 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・音響測深機器を用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 音響測深機器を用いた起工測量 ☐ 2) レッド測深等従来手法による起工測量※ ☐ ※レッド測深等従来手法による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ☐ ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 音響測深機器を用いた出来形管理 ☐ 2) 施工履歴データを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ☐ ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において補正係数等の費用計上の対象となる出来形管理は、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)を実施した場合であり、以下の出来形管理とする。 ☐ 【補正係数等の費用計上対象となる出来形管理】 ・音響測深機器を用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

ICT活用工事 協議書(地盤改良工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 TS等光波方式を用いた起工測量 TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 RTK-GNSSを用いた起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 施工履歴データを用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※地盤改良工においては、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上対象外である。
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P〇/〇]

ICT活用工事 協議書(地盤改良工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

(令和8年10月～)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 2) 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 5) TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ 7) RTK-GNSSを用いた起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※地盤改良工においては、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上対象外である。
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P〇/〇]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

ICT活用工事 協議書(法面工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ T S等光波方式を用いた起工測量 ☐ T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ R T K－G N S Sを用いた起工測量 ☐ 9)その他の3次元計測技術による起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 法面工においては該当なし。 ☐ ☐
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ☐ 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ T S等光波方式を用いた出来形管理 ☐ T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ R T K－G N S Sを用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元点群データを前倒しに取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事 協議書(法面工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 2) 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 5) T S等光波方式を用いた起工測量 ☐ 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ 7) R T K－G N S Sを用いた起工測量 ☐ 8) その他の3次元計測技術による起工測量（ 発注者と精度等について協議すること ） ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	法面工においては該当なし。
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ☐ 2) 地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ☐ 5) T S等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ 7) R T K－G N S Sを用いた出来形管理 ☐ 8) 地上写真測量を用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元点群データを前倒しに取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

(令和7年10月～)

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書(構造物工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☑」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左欄のチェック欄に「☑」と記入する。

施工プロセスの段階	適用技術・機種
☐ ①3次元起工測量	☐ 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 ☐ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ☐ RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※橋梁上部工においては該当なし。
☐ ②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐ ③ICT建設機械による施工	☐ 構造物工においては該当なし。 ☐
☐ ④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ☐ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ☐ RTK-GNSSを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元座標値を前的に取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐ ⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P〇/〇]

ICT活用工事 協議書(構造物工)

(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇〇建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☑」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左欄のチェック欄に「☑」と記入する。

施工プロセスの段階	適用技術・機種
☐ ①3次元起工測量	☐ 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 ☐ 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 5) TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ☐ 7) RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※橋梁上部工においては該当なし。
☐ ②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐ ③ICT建設機械による施工	構造物工においては該当なし。
☐ ④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ☐ 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ☐ 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 ☐ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ☐ ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ☐ ※構造物工の施工管理において、(橋脚・橋台・橋梁上部)は以下1)～4)、(基礎工・構築工・コンクリート(仮設工)は以下1)～7)の技術から選択(複数可)して、出来形管理を実施するものとする。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元座標値を前的に取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐ ⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P〇/〇]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

(令和7年10月～)

ICT活用工事 協議書(作業土工(床掘工))

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ 従来手法による起工測量 ※従来手法による起工測量を原則とする。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。

☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☒	④3次元出来形管理等の施工管理	※作業土工(床掘工)においては該当なし。
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

改 定

(令和8年10月～)

ICT活用工事 協議書(作業土工(床掘工))

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☒」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☒」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 2) 地上型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた起工測量 ☐ 5) TS等光波方式を用いた起工測量 ☐ 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ 7) RTK-GNSSを用いた起工測量 ☐ 8) 従来手法による起工測量 ※従来手法による起工測量を原則とする。 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。

☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 3次元マシンコントロール建設機械による施工 ☐ 3次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 2次元マシンガイダンス建設機械による施工 ☐ 従来型建設機械による施工 ※複数以上の施工を組み合わせて採用しても良い。
☒	④3次元出来形管理等の施工管理	※作業土工(床掘工)においては該当なし。
☐	⑤納品	

注1) ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○ / ○]

[P ○ / ○]

ICT活用工事計画書 新旧対照表

現 行

改 定

ICT活用工事 協議書(付帯構造物設置工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☑」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☑」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ T S等光波方式を用いた起工測量 ☐ T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ R T K-G N S Sを用いた起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	☐ 付帯構造物設置工においては該当なし ☐ ☐
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ☐ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ T S等光波方式を用いた出来形管理 ☐ T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ R T K-G N S Sを用いた出来形管理 ※ ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元点群データを事前に取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1）ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○/○]

ICT活用工事 協議書(付帯構造物設置工)

(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○○建設(株)

当該工事において活用する技術について、「採用する技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに適用技術・機種についてチェック欄に「☑」を記載する。
また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「☑」と記入する。

施工プロセスの段階		適用技術・機種
☐	①3次元起工測量	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ☐ 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ☐ 5) T S等光波方式を用いた起工測量 ☐ 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ☐ 7) R T K-G N S Sを用いた起工測量 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。
☐	②3次元設計用データ作成	※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械のみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ICT建設機械による施工	付帯構造物設置工においては該当なし
☐	④3次元出来形管理等の施工管理	☐ 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ☐ 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ☐ 5) T S等光波方式を用いた出来形管理 ☐ 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 ☐ 7) R T K-G N S Sを用いた出来形管理 ☐ 8) モバイル端末を用いた出来形管理 ☐ 9) 地上写真測量を用いた出来形管理 ※複数以上の技術を組み合わせて採用しても良い。 ※「3次元起工測量」で採用した技術と相違しても良い。 ※「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。 【3次元点群データを事前に取得する機器を用いた出来形管理】 ・空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ・地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ・地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
☐	⑤納品	

注1）ICT活用工事の詳細や適用技術・機種については、特記仕様書によるものとする。

[P ○/○]